



椿

Power Alliance Tax Accountant Office
パワーアライアンス税理士事務所
News

編集 発行人

パワーアライアンス税理士事務所
 税理士 若杉 治
 〒151-0073
 東京都渋谷区笹塚3-37-1
 第1花井ビル2F
 TEL 03 (5365) 4744(代)
 FAX 03 (5365) 4745
 E-mail info@wakasugi.zei-mu.net

12月

(師走) DECEMBER

日	・	14	28
月	1	15	29
火	2	16	30
水	3	17	31
木	4	18	・
金	5	19	・
土	6	20	・
日	7	21	・
月	8	22	・
火	9	23	・
水	10	24	・
木	11	25	・
金	12	26	・
土	13	27	・

12月の税務と労務

- 国 税**／給与所得者の年末調整
 今年最後の給与を支払う時
- 国 税**／給与所得者の次の申告書の提出
 ・基礎控除申告書 兼 配偶者控除等申告書 兼 特定親族特別控除申告書 兼 所得金額調整控除申告書
 ・保険料控除申告書
 ・住宅借入金等特別控除申告書
 今年最後の給与を支払う前日
- 国 税**／11月分源泉所得税の納付
 12月10日
- 国 税**／10月決算法人の確定申告
 (法人税・消費税等)1月5日
- 国 税**／4月決算法人の中間申告
 1月5日
- 国 税**／1月、4月、7月決算法人の消費税の中間申告(年3回の場合)
 1月5日
- 地方税**／固定資産税(都市計画税)
 第3期分の納付
 市町村の条例で定める日
- 労 務**／健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届
 支払後5日以内

ワンポイント G ビズ ID

補助金申請や社会保険手続、各種認可申請など、対応した手続に1つのID・パスワードでログインできる事業者向け共通認証システム。今後、法人についてGビズIDを用いてe-Taxにログインすることが可能となる予定です。なお、この場合には電子署名や電子証明書の送信不要で手軽に利用できるようになります。

交通労働災害の防止



交通労働災害は、労働者による死亡災害の約2割を占めており、そのうち6割以上が運輸交通業以外で発生しています。

このため、トラックやバス・タクシーの運転業務に従事するドライバーだけでなく、移動や送迎、配達などのために自動車・バイク・原動機付き自転車の運転業務に労働者を従事させる全

ての事業者が安全への取組を行う必要があります。

今回は、厚生労働省による「交通労働災害防止のためのガイドライン」（以下「ガイドライン」）を基に、交通労働災害防止に向けて事業主が行う取り組みを解説します。

一 ガイドラインの概要

ガイドラインは、労働安全衛生関係法令、自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（以下「改善基準告示」）等と相まって、

- ・ 交通労働災害防止のための管理体制の確立
 - ・ 適正な労働時間等の管理、走行管理
 - ・ 教育の実施
 - ・ 交通労働災害防止に対する意識の高揚
 - ・ 荷主、元請による配慮
 - ・ 健康管理
- などの積極的な推進により、交通労働災害の防止を目的とするものです。
- 対象となる交通労働災害は、道路上及び事業場構内における自動車及び原動機付き自転車

（以下「自動車等」）の交通事故による労働災害とされています。

なお、ガイドラインにおいては事業者だけではなく、運転者の責務も示され、「事業者の指示等の必要な事項を守るほか、事業者が実施する交通労働災害の防止に関する措置に協力することにより、交通労働災害の防止に努めるものとする。」とされています。労使が一体となつて、防止措置を進めていくとよいでしょう。

二 管理体制等

- (1) 交通労働災害防止のための管理体制の確立
- 事業者は、交通労働災害防止のための措置を適切に実施する体制を構築するため、次のことを実施します。
- ① 安全管理者、運行管理者、安全運転管理者などの交通労働災害防止に関係する管理者を選任し、役割、責任、権限を定め、それらを労働者に周知。
 - ② 管理者に対し必要な教育、方針の表明など
- 事業者は、交通労働災害防止

対策を組織的に実施するため、安全衛生方針の表明、一定期間に達成すべき到達点を明らかにした目標設定および一定期間の安全衛生計画を作成し、計画実施、評価、改善などを行います。

- (3) 安全委員会等における調査審議
- 安全委員会、衛生委員会、安全衛生委員会等においては、交通労働災害の防止に関する事項について調査審議します。

三 労働時間等の管理及び走行管理等

- (1) 適正管理
- 次の措置を講じ、適正な労働時間等の管理及び走行管理を実施しましょう。
- ① 疲労による交通労働災害を防止するため、改善基準告示を守り、適正な走行計画によって、運転者の十分な睡眠時間に配慮した労働時間の管理を実施。
 - ② 十分な睡眠時間の確保のため、必要に応じ、より短い拘束時間の設定、宿泊施設の確保などを実施。
 - ③ 高速乗合バス、貸切バス事

業者については、運転者の過労運転を防止するため「交替運転者の配置基準」（国土交通省）を順守。

(2) 適正な走行計画の作成

走行計画（走行開始・終了の地点や日時、走行時に注意を要する箇所などを記載）を作成し、運転者に適切な指示をします。

デジタル式運行記録計（デジタル・タコグラフ）を備えた自動車を使用する場合は、その記録を安全運転指導等に活用することが望ましいでしょう。

(3) 点呼の実施など

疾病、疲労、飲酒などで安全な運転ができないおそれがないか、乗務を開始させる前に点呼によって、報告を求め、結果を記録します。

睡眠不足や体調不良などで正常な運転ができないと認められる場合は、運転業務に就かせないなど、必要な対策を取りましよう。

(4) 荷役作業を行わせる場合

事前に荷役作業の有無、運搬物の重量などを確認し、運転者の疲労に配慮した十分な休憩時間を確保します。

荷役作業による運転者の身体負荷を減少させるため、台車その他の適切な荷役用具・設備の備え付け、安全な荷役作業方法についての教育を行います。

貨物自動車に荷を積載して走行させる場合は、最大積載量の超過、偏荷重、荷崩れ又は荷の落下防止に注意を要します。

四 教育の実施

交通安全情報マップの作成は、雇入れ時等の教育、日常の教育や指導も重要です。

交通法規、運転時の注意事項のほか、運転日前日の十分な睡眠時間確保、飲酒による運転への影響、睡眠時無呼吸症候群等の適切な治療、体調の維持等の必要性に関する事項などの教育を行います。

五 交通安全労働災害防止に対する意識の高揚

(1) 交通安全労働災害防止に対する意識の高揚

ポスターの掲示、表彰制度、交通安全労働災害防止大会の開催などにより、運転者の意識の高揚を図りましよう。

(2) 交通安全情報マップの作成

交通事故発生情報、デジタル・タコグラフやドライブ・レコーダーの記録、交通事故の危険を感じた事例（ヒヤリ・ハット事例）に基づき、危険な箇所、注意事項を示した交通安全情報マップの作成、配布・掲示などを行い、運転者の注意喚起を図りましよう。

六 荷主・元請事業者による配慮

荷主と運送業の元請事業者は、交通安全労働災害防止を考慮した適切で安全な運行のため、事業者と協働して次のような事項に取り組みましよう。

① 過積載運行を防止するため、実際に荷を運搬する事業者に協力する。

② 到着時間の遅延が見込まれる場合、到着時間の再設定、ルート変更を行う。また、到着時間の遅延があつたときに、実際に荷を運搬する事業者に

対して、不当に不利益な取扱いを行うことがないようにする。

③ 荷主・元請事業者は、改善

基準告示に違反し、安全な走行ができない可能性が高い発注をしないようにし、無理な運行となるおそれがある場合、到着時間の見直し等を行うなど協力して安全運行を確保する。

④ 荷主・元請事業者は、荷積み・荷卸し作業の遅延で予定時間に出発できない場合、到着時間の再設定をし、荷主の敷地内で待機できるようにする。

七 健康管理その他

(1) 健康管理

交通安全労働災害の防止には、運転者の健康管理が欠かせません。健康診断の実施、長時間の時間外・休日労働を行った運転手への面接指導や労働時間の短縮、心身両面にわたる健康の保持増進を行います。

(2) その他の留意点

異常気象や天災の場合の対応指示、走行前の自動車の点検、安全装置の整備など、さまざまな面から交通安全労働災害の防止措置を講じていましよう。

労働安全衛生法等の改正

多様な人材が安全に、かつ安心して働き続けられる職場環境の整備を推進するため、個人事業者等に対する安全衛生対策の推進や、職場のメンタルヘルス対策の推進などの措置を行う改正が行われました（令和7年5月14日公布）。

職場のメンタルヘルス対策の推進については、「ストレスチェック制度^{（※）}」の対象企業についての改正が行われました。

従来、常用労働者数が50人未満の企業は、ストレスチェックの実施が努力義務とされていましたが、今後はストレスチェックや高ストレス者への面接指導の実施が義務付けられます。

なお、50人未満の企業に対するストレスチェック義務化は、「公布後3年以内に政令で定める日から施行」とされていますので、今後の動向にご注意ください。

また、高齢者を雇用する事業所におい

ては、高齢労働者の労働災害の防止を図るため、高齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、作業管理などの必要な措置を講ずることが事業者の努力義務となり、国が実施のための指針を定めとしています（令和8年4月1日施行）。

その他、危険な作業を必要とする機械等を扱う事業者に関する改正、化学物質を取り扱う事業者に関する改正、個人事業者等の安全衛生対策の推進など各種の制度改正が令和8年1月以降段階的に施行されます。

厚生労働省のホームページには、改正概要・関連通達・改正案内のリーフレット等が公開されていますので、ご参照ください。「労働安全衛生法 改正 令和7年5月」等のキーワードで検索することができます。

（※） ストレスチェック制度とは

定期的に労働者のストレスの状況について検査を行い、本人にその結果を通知して自らのストレスの状況について気付きを促し、個人のメンタルヘルス不調の未然防止を目的としたものです。

12月の労務ピックアップ

冬季の転倒災害に対する備え

冬季は、積雪や路面の凍結などにより全国的に転倒災害が多く発生する傾向があります。業務上・通勤途中の転倒災害を避けるため、事業場では次のような対策を講じておくといよいでしょう。

- 凍結危険箇所の把握…凍結しやすい駐車場、屋外通路、建物出入口など
- 凍結危険箇所の見える化…把握した危険箇所の案内表示など
- 通勤、帰宅への配慮…天候に応じて勤務時間を弾力的に変更するなど
- 転倒防止マットの設置…降雪時に、雪や水分を拭き取るマットを設置するなど
- 危険箇所の凍結防止…危険箇所の除雪、凍結防止対策など
- 4S…通路等の整理、整頓、清掃、清潔
また、滑りやすい場所（横断歩道の白線、マンホール・側溝のふた等）の周知、滑りにくい靴でゆっくり歩くことなど、日常の転倒防止策を共有しておくことも有効です。

〈マイナ保険証〉マイナンバーカードの電子証明書有効期限切れに注意

マイナンバーカードの電子証明書（オンラインでマイナンバーカードを使用する際に本人であることを電子的に証明するもの）には有効期限があり、発行日から5回目の誕生日までとされています。マイナ保険証は、有効期限満了日が属する月の末日から3か月間は引き続き利用することができますが、その後は利

用することができなくなります。マイナンバーカードや電子証明書の有効期限を迎える方には、期限の2〜3か月前を目途にお知らせ（有効期限通知書）が自宅に送付されます。なお、協会けんぽでは有効期限満了日が属する月の末日から2か月を経過した場合、資格確認書を事業主経由で送付しています。